

役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本習字教育財団（以下「本法人」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、本法人の役員、評議員、顧問、各委員会委員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
常勤役員とは、理事のうち本法人を主たる勤務場所とする者をいう、非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 顧問・参与とは、定款第29条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 委員会委員とは、定款第37条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員は無報酬とする。ただし、常勤の理事並びに非常勤の理事であっても業務にかかる定例の会議に出席する非常勤理事には職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の支給の決定)

第4条 前条で定める者に対する報酬の支給は、評議員会がこれを決議する。

- 2 任期満了、辞任、死亡により退任した前条で定める者に対する退職慰労金の支給は、評議員会がこれを決議する。
- 3 非常勤の理事、監事で任期満了、辞任、死亡により退任した特に功労のある者には、評議員会の議決をもって退職慰労金を支給することができる。

第2章 役員報酬

(報酬額の決定)

第5条 役員報酬額は、別表1に定める限度額を超えない範囲内で理事会がこれを決定する。

- 2 役員報酬は、原則として毎年6月の評議員会開催時期に見直しを行う。改定ある場合の新報酬の適用は毎年7月支給分からとする。

(支給方法)

第6条 第5条で決定された役員の年間報酬額は、原則として12等分した額を毎月支払うものとする。ただし、本人申し出により決定した年間報酬額の範囲内でその一部を賞与として受取ることができる。

- 2 報酬は役員に新たになった翌月から退任の月まで、法令に基づいて報酬額から控除すべき税金等を控除し、原則として毎月25日本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込により支給する。
- 3 報酬は、月額報酬とする。但し、役員を解任された場合は、その月の総日数から土日祝日を差し引いた出勤日数を基礎として日割り計算により支給する。
- 4 通勤手当は、その勤務実態に応じ、職員賃金規程第28条に準じ支給する。

第3章 役員退職慰労金

(退職慰労金額の支給)

第7条 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、第8条に定める算式により算出される額とする。ただし、特に功労があった常勤役員については、退職慰労金の額に30%を限度として加算を行うことができる。なお、退職慰労金の加算額については評議員会の承認を得て理事会がこれを決定する。
- 3 原則として、退任後1ヶ月以内に、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込により支給する。

(退職慰労金の算出)

- 第8条 常勤役員の退職慰労金は、退職時の月額報酬に、役員在任期間の年数と、別表2に定める役位係数を乗じて得た額とする。
- 2 ただし、常勤役員が在任期間中役位に異動があれば、各役位毎の退任時の月額報酬に、それぞれの在任期間の年数と、別表2に定める各役位係数を乗じて得た額の合計額とする。
 - 3 非常勤役員に対する退職慰労金は、別表3に定める非常勤役員退職慰労金の算出額の範囲内とする。
 - 4 役員の在任期間に1年に満たない端数がある場合には、月計算として、1ヵ月に満たない日数は1ヵ月に切り上げる。
 - 5 退職慰労金支給額は1,000円未満の端数があるときは、1,000円に切り上げる。
 - 6 月額報酬とは、年間報酬額の12等分の1の金額をいう。

(役員退職慰労金の減額または不支給)

- 第9条 次の各号の一に該当する場合には、前条の役員退職慰労金の減額又は支給しないことがある。
- 2 退職にあたり所定の手続及び事務処理をなさず、本法人運営に支障をきたす場合。
 - 3 退職にあたり本法人の信用を傷つけ、また在任中に知り得た機密を漏らすことによって損害を与えるおそれのある場合。
 - 4 在任中不都合な行為があり、役員を解任された場合。
 - 5 その他、前各号に順ずる行為があり、理事会で減額ないし不支給を適当と認めた場合。

第4章 理事会及び評議員会等出席謝金

(支給対象)

- 第10条 本法人の理事会、評議員会及び委員会に出席した非常勤の理事、監事、評議員及び顧問、参与、委員には出席謝金を支給する。
- 2 第3条により報酬を支払う非常勤の理事には、前項の出席に対して支給する謝金は支払わない。

(支給金額)

- 第11条 出席謝金の金額は、一人1回当たり2万円の範囲内で支給する。

(支給方法)

第12条 前条で決定された金額は、会議開催の都度、振込又は現金で支給する。
(費用)

第13条 本法人の役員及び評議員等がその職務の執行に要する、経費の実費相当額を費用として支給することができる。

第5章 規程の変更並びに公表

(規程の変更)

第14条 この規程の改正は、評議員会の決議によるものとする。

(公表)

第15条 本法人は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

付則

1. この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 移行登記前の旧「財団法人日本習字教育財団」の役員であって、移行登記後引き続き本法人の役員となった者の在任期間は、旧「財団法人日本習字教育財団」における在任期間を通算する。
3. この規程は平成27年6月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。